

Aereoのインターネットでの 地上波再配信

地上波をインターネットで再送信することは、インターネットでのビデオ配信が始まった時から試されている。地上波を受信することは容易であり、それをIP対応にして配信するだけだが、このようなサービスは全て著作権法に触れるとして、コンテンツ事業者、放送局から訴えられ、中止になっている。

サービスを提供する事業者は、ケーブルTV事業者に対する再送信権が適用されるので合法だと言っている。ケーブルTV事業者は地元地上波の再送信が義務付けられている代わりに、再送信に対しては著作権の支払いなしで行うことができる。しかし、インターネットビデオ事業者はケーブルTVではなく、さらに地上波再送信の義務もなく、この議論に勝ち目はない。

Aereoが注目される2つの理由

Aereo社は、ニューヨークを皮切りに全米で地上波の再送信を有料で提供することを2月に発表し、注目を得ている。Aereoのサービスには40時間の録画機能も含み、月額\$12で提供される。

注目される理由は2つある。ひとつはその背景にFox Broadcastingの設立にたざざわり、現在Ask.com、Match.com等のサイトを運営するInterActiveCorp社 (IAC) の会長を務めるバリー・ディラーがいることだ。同社はすでにIAC、FirstMark Capital、High Line Venture等から\$2,500万の資金を得ている。これまでにインターネットでの地上波再送信を試したのは、資本力のないベンチャーで、コンテンツ事業者を相手に戦いをすることができなかった。メディア業界で勢力のあるバリー・ディラーが力を入れているAereoであれば、コンテンツ事業者を相手に法廷で十分な戦いをすると思われる。

もう一つは、これまでの事業者とは違い、AereoはケーブルTV事業者に

与えられている再送信権をサービスが合法である理由には使っておらず、著作物のフェアユースを盾にしていることだ。Aereoは地上波の受信に15ミリ程度の小さなアンテナを使い、加入者1件に対して、アンテナ1基を用意している。共同アンテナではなく、加入者がそれぞれアンテナを使っているの、個人利用でフェアユースの範囲であるとの議論だ。

Aereo式サービスが与える影響

コンテンツ事業者は当然、このサービスは著作権違法だとしてAereoを法廷で訴えている。Aereoは、このサービスはすでに合法との判決が下ったCablevision社のクラウド型DVR (RS-DVR) と同様のものだと議論している。

RS-DVRではCablevisionのサーバーに個々の加入者向けの保存容量を置いているように、Aereoは個々の加入者向けにアンテナを置いている。

しかし、Aereoの裁判は、RS-DVR裁判より大きくなるであろう。RS-DVR裁判ではコンテンツ事業者側はそれほど激しく戦わなかった。通常のDVRでもRS-DVRでもコンテンツ事業者側に収入はなく、RS-DVRが認められても損害にはならない。しかし、地上波の再送信は話がまったく違う。TVネットワーク、放送局は再送信義務による配信を拒否し、多チャンネル事業者から再送信料を徴収し始めている。調査会社のSNL Kaganによると、地上波再送信料は2011年第3四半期で、1加入者あたり、平均月33セントで、2年間で46.8%もの上昇をしている。

Aereoのサービスが合法となれば、多チャンネル事業者はAereoと同様な方法を使い、地上波再送信の支払いから逃れる方法を使うであろう。TVネットワーク、放送局にとり、多チャンネル事業者からの再送信料は重要な収入源であり、これを守るためには徹底的な戦いをするであろう。

The Compass ニュース

NSIRサーチは、アメリカのデジタル放送とインターネットTVの動向を伝えるマンスリーレポートのThe Compassを出版しています。The Compassのサンプル購読がご希望であれば、compass@nsirinc.comに会社名、氏名を含めたEメールをお送り下さい。

